

# 【資料 1】

○森町学校のあり方検討会設置条例

平成29年3月28日条例第6号

森町学校のあり方検討会設置条例

(目的)

**第1条** 森町立小学校及び森町立中学校（以下「小中学校」という。）並びに森町立幼稚園（以下「幼稚園」という。）におけるより良い教育環境を確保し、将来を展望した学校のあり方について検討するため、森町学校のあり方検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

**第2条** 検討会は、森町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて、小中学校及び幼稚園のあり方について調査及び検討を行い、教育委員会に答申するものとする。

(組織)

**第3条** 検討会は、委員22人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 小中学校長及び幼稚園長
- (3) 小中学校児童生徒の保護者及び幼稚園幼児の保護者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

**第4条** 委員の任期は、委嘱の日から教育委員会に答申をしたときまでとする。

(会長及び副会長)

**第5条** 検討会に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 検討会は、会長が招集する。ただし、会長が選出されていないときは、教育委員会が招集するものとする。

- 2 検討会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 検討会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 検討会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

**第7条** 検討会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(委任)

**第8条** この条例に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、会長が検討会に諮って別に定める。

#### 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。